京都ならではの歴史博物館機能の検討に係る基礎調査業務委託仕様書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　担当者：誉田、安井（昌）　電話：222-3130

１　委託業務名

　京都ならではの歴史博物館の機能の検討に係る基礎調査業務委託

２　委託期間

　　契約の日から令和７年３月３１日まで

３　業務目的

　　本市の博物館機能を担っている考古資料館、歴史資料館は文化財保護法で定める公開承認施設や博物館法で定める登録博物館、指定施設ではなく、設備の不足や老朽化のため、文化財保護法第５３条に基づき、他館等が所有する国宝・重要文化財の展示ができない状況であるほか、施設の老朽化や展示面積の狭あい化が課題となっており、耐震性能等の問題については喫緊の課題となっている。

　　また、本市の埋蔵文化財の収蔵施設についても、市内９か所に点在していることから、年間の維持・管理コストが負担になっているほか、収蔵容量も９５.３％に達しており、文化財を適切に保管・管理するための収蔵機能の確保も急務となっている。

　　そこで、本市の文化財行政が抱える課題を抽出・整理し、その解決策について、海外を含む他都市の事例を調査し、京都ならではの歴史博物館の機能を検討するための基礎調査業務を委託するものである。

４　課題の抽出、整理

　　本市の博物館機能を取り巻く３つの観点から個別に検討し、課題の抽出、整理を行うこと。

1. 施設の老朽化

　・　考古資料館、歴史資料館ともに老朽化が進んでおり、建て替えや大規模修繕等が必要な時期を迎えている。

1. 博物館機能

　　・　市有の展示機能は考古資料館と歴史資料館（計６８８㎡）のみである。

・　文化財保護法で定める公開承認施設を保有しておらず、他館等が所有する国宝・重要文化財が展示できない。

・　博物館法で定める登録博物館を保有しておらず、登録美術品制度を活用した展示や美術品保障制度が利用できない。

　・　本市が有する多種多様な文化遺産を包括して総合的に展示、研究を行う博物館施設がなく、本市の文化的・歴史的な魅力の総合的な発信ができていない。

・　考古資料館は耐震改修を行った場合、補強柱の増設や諸法令等により、延床面積が減少する見込みであり、展示面積等の確保がさらに困難となる。

　⑶　文化財収蔵施設の容量及び収蔵環境

　　・　市内全９か所に存在する埋蔵文化財収蔵庫は、その全体の収蔵容量が95.3％に達している。特にＡ・Ｂランクの埋蔵文化財のための収蔵庫を速やかに確保する必要がある。

　・　発災時に文化財を一時避難させるための市有収蔵庫がない。

・　美術工芸品、民俗資料、建築資料等を収蔵するスペースがなく、相続等により継承が困難となった文化財の寄贈等を受けることができない。

　　・　恒温湿管理を必要とする絵画、彫刻などの美術工芸品を適切に保管する場所がない。

　⑷　その他

　　・　受託事業者が提案する観点等

５　課題解決に向けた調査の方針

　　前項において抽出、整理した課題について、解決に向けた他都市調査等による事例収集及び解決策の提案を行うこと。ただし、調査及び解決策の提案を行うに当たっては、新規の施設整備を前提とせず、以下の観点を踏まえること。

　⑴　施設の老朽化

　　・　既存施設の耐震補強や改修等、施設の借用、市有施設以外も含めた他施設への機能の移転など、新規の施設整備を前提としない多角的な検討を行うこと。

　⑵　博物館機能

　　①　他都市の博物館機能及び整備主体を調査し、京都市に必要な博物館機能とその整備主体（自治体が整備する場合にあっては、その理由）について検討すること。

　　②　本市の他施設との連携、本市の遊休施設の活用、国、府、他の自治体との連携（国・府施設との合築等含む）、役割分担などを視野に入れた、新規の施設整備を前提としない多角的な検討を行うこと。

[以下、上記の検討においてハードとしての博物館が必要となった場合]

　③　令和４年４月の博物館法改正の主旨を踏まえ、「収集・保管」、「展示・教育」、「調査・研究」といった従来の機能だけでなく、「地域活性化の観点」から市民活動の場や社会包摂性なども含めた京都ならではの歴史博物館に必要となる機能の検討を行うこと。

　　④　文化財保護法第５３条で定める公開承認施設への登録及び博物館法で定める指定施設以上への認定の必要性について検討すること。

　　⑤　考古資料館及び歴史資料館の機能統合の可能性について検討すること。

⑥　本市が有する数多くの文化遺産を効率的、能率的に展示、公開するための新たな展示手法（デジタル技術）等の導入を検討すること。

⑦　上記の機能を実装する場合の実装手段について検討すること。

　⑶　文化財収蔵施設の容量及び収蔵環境

　　・　Ａ・Ｂランクの埋蔵文化財や紙資料をはじめとした美術工芸品の保存に適した、恒温・恒湿の保管環境や防災機能が備わった収蔵庫の確保について検討すること。既存の施設の活用や国・自治体と連携し収蔵場所を確保するなど、新規の収蔵庫を建築・整備することを前提としない解決策を調査すること。

なお、既存の施設の改修等では収蔵庫の確保が困難であり、新規での整備が必要であることが見込まれる場合は、収蔵機能単体ではなく、収蔵物の活用等による新たな価値創造や本市の成長戦略に結び付く他の機能との融合を前提とすること。

６　成果物について

　⑴　本業務の受託事業者は令和７年３月末までに基礎調査の結果について、報告書を紙媒体で７部とＰＤＦデータで提出すること。

⑵　本業務の受託事業者は、本業務完了後３０日以内に業務完了報告書及び請求書を本市に提出すること。

７　委託料の支払

受託事業者から不備のない請求書の提出を受けてから、３０日以内に支払うものとする。

８　その他

　⑴　受託事業者は、履行期限内に円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと。

　⑵　業務の進捗状況については、随時、本市に報告し、指示を受けること。

　⑶　その他本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市と協議し、その決定に従うものとする。

⑷　受託事業者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき本市が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。本市は、契約を解除した場合は、契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

⑸　受託事業者は、個人情報保護法の遵守はもちろんのこと、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

⑹　委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。